

## 出掛ける前にチェック！

持ち物チェック	行動チェック
<input type="checkbox"/> 非常食（チョコレートやあめ玉）	<input type="checkbox"/> 行き先、帰宅予定時間、車の駐車予定場所などを家族や知人に知らせましたか？
<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 仲間と一緒にいきますか？
<input type="checkbox"/> 熊よけ鈴	<input type="checkbox"/> 天気予報を確認しましたか？
<input type="checkbox"/> 方位磁石	<input type="checkbox"/> 自分や一緒に行く人の体調は大丈夫ですか？
<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 下山は早めに計画していますか？

## もしも道に迷ったら…

- ▶ 携帯電話などで速やかに連絡しましょう。今年も携帯電話の通報で早期に救助される事例が多数あります。
- ▶ むやみに歩き回らないようにしましょう。特に夜間は周囲が見えないため、事故に遭いやすくなります。
- ▶ ヘリコプターの音が聞こえたら広い場所に出てタオルや衣類などを振りましょう。

### 平成23年中 山岳遭難発生状況



〇十和田警察署地域課内  
青森県山岳遭難防止対策協議会 ☎ 23195



- 1 7月10日 猿倉温泉南方山中登山
- 2 8月21日 大幌内北側山中登山
- 3 10月27日 雲井林道付近山中きのこ採り
- 4 10月31日 休屋付近山中観光

# 山岳遭難に注意！

例年、県内では多くの山岳遭難が発生し、その多くが春の山菜採りシーズンと秋のきのこ採りシーズンに集中しています。昨年、十和田警察署管内では4件（遭難者6人）の山岳遭難が発生し、今年も8月16日現在ですでに5件発生しています。遭難はわずかな不注意や安易な行動がもとで発生します。未然に防止するため、次のことに注意しましょう。



## あなたの街の 法律相談



～第3回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「遺産分割」についてです。

〇生活環境課 ☎ 67225

**Q** 先月、父が急に亡くなりました。父の遺産はありません。父の遺産として1000万円相当の財産があります。父に借金はありません。相続人は母、私、妹の3人です。遺産分割をどのように進めたらいいでしょうか。

**A** まず、どのような遺産があるのかを明らかにするために遺産目録を作成します。遺産の内容を一番把握している人が代表して作るのが一般的です。遺産目録が完成したら、相続人全員で遺産分割協議、つまり、個々の遺産を具体的にどのように分け合うか話し合います。このとき、法定相続分（今回の例では母が2分の1、子2人がそれぞれ4分の1ずつ）と異なる割合で定めることもできます。

話し合いがまとまれば、相続人全員で遺産分割協議書を作成します。

**Q** 遺産の中に不動産が含まれていません。不動産を誰が取得するかの協議がまとまった後、名義はどのように変更するのでしょうか。

**A** 遺産分割協議書などの必要書類を添付して、法務局で所有権移転登記の申請をします。登記が必要な場合については、遺産分割協議書の作成方法も含めて司法書士に相談されるのがいいでしょう。

**Q** 協議がまとまらなかった場合にはどうすればいいでしょうか。

**A** 家庭裁判所に遺産分割調停または審判の申し立てを行います。調停とは裁判所が指定した日に関係者が裁判所に出頭して話し合いを行う手続きです。調停委員が間に入って一人ずつ話を聞き、相続人間の話し合いがうまくまとまるようにサポートをしてくれます。話し合いがまとまれば調停成立となります。最終的には裁判所に審判を求めることができます。審判とは、遺産を誰がどのように取得するのか決める裁判手続きで、民事裁判における判決のようなものです。

相続人それぞれにご希望もあるでしょうから、このような場合には事前に弁護士に相談されるといいでしょう。

（文責：弁護士 橋本 明広）  
十和田ひまわり基金法律事務所  
☎ 25162